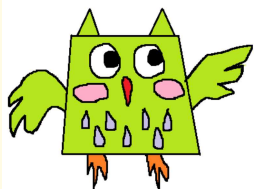


Q 今、自画撮りが問題になっていること、ごぞんじですか？



ぼくは、「道民家庭の日」イメージキャラクターの「ほーほーくん」。
大切な子供を守るため、この問題について、ぼくと一緒に考えていきましょう！

Q 1 問題になっている「自画撮り」とは？

A 相手にだまされたり、脅かされたりなどして、子供が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害のことを言います。

Q 2 どうして問題になっているの？

A 全国的に被害がとても増えているからです。
低年齢層の小学生も被害に遭うなど、その対象範囲も拡大しており、問題が深刻化しています。女子だけでなく男子も被害に遭っています。

相手に画像を送ってしてしまうと・・・

ネット上に画像が掲載、拡散されるおそれ

送った画像を全て回収することは極めて困難

ずっと不安や悩みを抱えたまま生活

生活に大きな支障（登校拒否、将来の夢をあきらめるなど）



Q 3 北海道でも被害は増えているの？

A 全国同様、北海道でも被害人数が増えています。
平成28年中に被害に遭った18歳未満の子供は28人おり、その約7割が中学生となっています。

中学生の被害がダントツに多いんだね・・・。
それだけ多くの生徒が、SNS等を利用しているということなんだね。



（ほーほーくんのお父さん）
そうだね。

SNSは幅広い人とコミュニケーションをとることができるけど、中には悪意のある大人がいるということを忘れてはいけないよ。

Q 4 どんな風にして被害に遭っているの？

A 実際に発生した事例を見てみましょう。

40代の男（犯人）が

他人の写真を使って10代の大学生になりすまし、偽名でSNSに登録

ネット掲示板等にSNSの連絡先を公開している女の子をさがす

さがしあてると、その女子中学生のSNSに入り込み交流をはかる

他人の写真（男性モデル）を送り、女子中学生にも顔写真を送らせる

「可愛い」「大好き」等の言葉を繰り返し送り、その気にさせ、裸の画像を要求



男はその後、「画像を削除するから、もっと送って」等と言って何度も裸の画像を要求し、送らせたんだ。
一度送ると、だんだん要求がエスカレートしていくんだね。



Q 5 子供を守るために保護者としてすべきことは？

A 次のとおりです。

① フィルタリングを確実に利用する

有害サイトへのアクセスを制限することができます。子供を危険から遠ざけるためにも必ずフィルタリングを利用して下さい。

② 子供のネット利用状況等を把握する

子供にスマホ等を持たせている保護者の責任として、ネットの利用状況等を確認し、把握して下さい。

- ☐ ネットで何を見ているのか
- ☐ どんなサービスや機能を使っているのか
- ☐ ブログ等の開設の有無、画像掲載の有無



③ 将来生じるリスクを伝え、意識させる

- ・ 心身ともに未成熟で、発達過程にある子供が、将来のリスクについて自ら考え、危険を回避する行動をとることは困難です。
- ・ 裸等の画像を送った場合、将来どんなリスクが生じるのか、いざ問題に直面したとき、子供が気づけるように、日頃からそのリスクを伝え、意識させるようにして下さい。

④ 対応方法等について、次のことを教える

- ・ ネット上で知り合った相手は、別人になりすましている可能性があることから、安易にプロフィールを信用しないこと
- ・ 相手の要求はエスカレートしていく傾向にあることから、顔写真であっても安易に送らないこと
- ・ 裸の画像を要求されても一切応じることなく、早い段階で保護者に知らせること
- ・ 友人や恋人など、顔見知りからの要求であっても絶対に応じないこと（悪ふざけもダメ!）
- ・ 断ってもしつこく要求してくる場合は、保護者と一緒に警察等に相談すること



⑤ 子供が相談しやすい雰囲気を作っておく

- ・ 中高生ともなると、保護者に相談すると「叱られる」という思いが頭によぎるため、相談をためらいがちになります。
- ・ 自画撮りなど性に関する相談ともなると、さらに恥ずかしさが加わるため、より相談しにくい状況となります。
- ・ 問題に直面したとき、子供が迷わず保護者に相談できるよう、日頃からコミュニケーションをとり、相談しやすい雰囲気を作っておくことが大切です。

⑥ 相談してきた時は叱らない、親身になって話を聞く

- ・ 悪いのは、裸等の画像を要求してきた相手です。子供は勇気を出して相談してきていますので、決して叱らないで下さい。
- ・ 叱ると子供は萎縮し、それ以降、相談しなくなります。また、自分自身を責め続けることにもつながりかねませんので、叱ることなく、親身になって話を聞いてあげて下さい。

⑦ 家庭のルールを作る

- ・ ネット利用の危険性等を十分に伝えた上で、子供と話し合い、家庭のルールを作して下さい。
- ・ 作った後は、きちんとルールが守られているか、普段の様子を見守るとともに、時折質問したり、スマホを見るなどして、利用状況を確認して下さい。



Q 6 万が一、子供が画像を送ってしまったら？

A 迷わず警察等の相談機関に相談して下さい。

困った時の相談窓口

【犯罪被害に関する相談】

- 少年相談110番(北海道警察少年サポートセンター)
 - ・ 0120-677-110 (無料)
 - (携帯電話からは、011-242-9000)
 - ・ 8:45~17:15 (月~金(祝日、年末年始を除く。))
 - ・ 前記のほか、各警察署の生活安全課(係)でも受け付けています。



【いじめや教育に関する相談】

- 子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - ・ 0120-3882-56 (毎日24時間・無料)
 - ・ メール相談 アドレス: doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

【性暴力に関する相談】

さくらこ

- 性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH」
 - ・ 050-3786-0799
 - ・ 13:00~20:00 (月~金(祝日、年末年始を除く。))